

常任委員会活動の評価について

今期（令和元年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和2年

2月19日（水）外国人労働者支援調査特別委員会

3月6日（金）予算決算常任委員会理事会

3月9日（月）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月10日（火）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月3日（火）外国人労働者支援調査特別委員会

3月11日（水）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月12日（木）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月17日（火）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月19日（木）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月8日（金）代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和2年5月～）



5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（月）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価(5段階評価)を行ってください。(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「-」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「-」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か(「-」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名(教育警察常任委員会)

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

教育警察常任委員会 活動実績書（案） （令和元年5月～令和2年5月）

令和2年3月10日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 「三重県教育ビジョン」及び各種計画の改定等の調査について
- (2) 県立高等学校の活性化について
- (3) 効果的な犯罪抑止・交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 「三重県教育ビジョン」及び各種計画の改定等の調査について (2) 県立高等学校の活性化について (3) 効果的な犯罪抑止・交通安全対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 所管事項の 調査 予決分科会 補正予算等 (6/19, 21)	県内調査 (7/5) (7/30)	県外調査 (8/20～22)	常任委員会 所管事項の 調査 (9/18)	常任委員会 議案の審査、所管事項の 調査等 予決分科会 議案の審査、所管事項の 調査等 (10/7, 9) 予決分科会 平成30年度歳入歳出決算、 所管事項の調査（当初 予算編成に向けての 基本的な考え方） (10/30)		常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/11, 13)		予決分科会 補正予算 (2/27)	常任委員会 議案の審査、所管事 項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/10, 12)		
執行部の主な予定		・令和元年 版果レポ ート(案) ・令和元年 度経営方 針(案)			次期行動計 画(中間案)	・一般会計、特別会計 決算 ・令和2年度経営方針 (案) ・当初予算編成に向けて の基本的な考え方	次期行 動計画 (最終 案)	・当初予算要求 状況		・当初予 算案 ・次期 行動計 画案	・令和2年 度経営方 針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月5日 子どもたちがいきいきとつながるコミュニケーション能力の育成の取組（名張市立つつじが丘小学校）、特別支援教育における段階的な支援体制の取組等（県立かがやき特別支援学校あすなろ分校）の調査を行った。
- 7月30日 農産物への安全や環境保全への取組を認証する規格取得の取組（県立明野高等学校）、移動オービスを使用した速度違反の取締りの取組等（県警本部交通部交通指導課）の調査を行った。

(2) 県外調査

8月20日（火）～22日（木）（2泊3日）

- 仙台版キャリア教育「仙台自分づくり教育」の推進の取組（仙台市議会）、地域との連携によるふるさと宮城の再生・発展を支える人材育成の取組（宮城県立松島高等学校）、交通安全運転研修の取組（自動車安全運転センター安全運転中央研修所）、科学捜査の研究及び鑑定の最新動向（警視庁科学捜査研究所）について調査を行った。
（宮城県、茨城県、東京都）

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和元年版「成果レポート」…………… 1
(R1.9.18 全員協議会資料抜粋)

- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(中間案) …… 3
(R1.11.25 全員協議会資料抜粋)

- 3 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(最終案) …… 7
(R2.2.17 全員協議会資料抜粋)

- 4 参考人制度等の活用(実施せず)

- 5 請願への対応…………… 8

- 6 各定例会月会議における委員長報告一覧…………… 9

『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	担当部署名	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	これまで特殊詐欺被害を防止するための対策として取り組まれてきた自動通話録音警告機の貸与事業は、未然防止に効果があったと認められることから、引き続き、この事業に取り組まれるとともに、市町と協力して幅広く高齢者宅等に設置されるよう取り組まれない。	県警察では、今後も、より多くの高齢者の方等に自動通話録音警告機の効果を実感していただくため、引き続き、同機器の無償貸与事業を推進するとともに、普及促進を図っていきます。また、市町に対しても、来年度の予算編成前の時期を中心に、これら機器の導入などについて要請し、市町において、同機器の普及促進に向けた取組がなされるよう働きかけていきたいと考えています。
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	教育委員会	令和元年度における県民指標の目標値について、全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った教科数が全教科の5とあるが、本当に可能なのかというのが、教員や保護者の実際の声だと思われることから、実績を見据えた目標値を設定されたい。	本施策の県民指標については、子どもたち一人ひとりが夢や希望をかなえる学力を育んでいくため、義務教育段階で必要な力を身に付ける取組を確実に進めていく必要があることから、第二次行動計画の策定時に設定した目標値であり、設定した目標に対しては達成をめざすことが重要だと考え、取組を進めてきたところです。 なお、令和元年度における目標は5教科のところ、4教科で全国の平均正答率以上となりました。
			県民指標が達成できず進展度Cと判断しているが、活動指標は概ね目標を達成しており、県民指標と活動指標がかなり乖離していることから、次期行動計画では県民指標や活動指標の関連性などについてしっかりと検討されたい。	本施策は学力と社会参画力の育成を目的とする幅広い施策ですが、確かな学力の育成は生きる力の基礎となる大きな要素であることから、この県民指標を設定しています。 子どもたちや学校現場の教職員が頑張ったことを着実に示しながら、モチベーションを下げることがないような活動指標にしており、県民指標と活動指標をあわせて施策全体の評価を行っています。 次期行動計画においては、指標間の関連性にも留意しながら、子どもたちなどの頑張りが反映され、施策目的の達成状況が評価できる指標となるよう検討していきます。
223	健やかに生きていくための身体の育成	教育委員会	県内の小・中学校における体力向上を図ることを目的に配置された元気アップコーディネーターが昨年度で廃止されたが、廃止されたことにより実績値が下がったとならないように継続して体力の向上に取り組まれない。	元気アップコーディネーターの配置により、各学校におけるPDCAサイクルの確立や、1学校1運動の取組等が定着してきており、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の平成30年度実績値が目標値を上回るなどの結果が表れているところです。今後は、こうした取組を県教育委員会の指導主事等が引き継ぐ形で、体力向上に向けた取組を着実に進めます。

施策番号	施策名	担当当局名	委員会意見	回答
			本県は全国と比較して12歳児の一人平均のむし歯の本数が多い状況から、学校現場でのフッ化物洗口について安全性等の理解が得られるよう取り組まれない。	フッ化物洗口に係る安全性については、各市町訪問や校長会等での説明、研修会を実施し、理解が得られるよう努めているところです。今後も、医療保健部等と連携し、先進地視察を実施するとともに、モデル校での取組を紹介するなど、安全性等に関する理解が高まり、フッ化物洗口の実施に向けた検討が進むよう各市町に働きかけていきます。
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	教育委員会	平成29年3月策定の県立高等学校活性化計画における小規模校の活性化については、今年度までの3年間の成果と活動について検証を行い、その後の方向性を検討することとされているが、各学校共にそれぞれの地域性を生かして頑張っているため、各学校の取組をしっかりと評価しながら検証されたい。	小規模な学校においては、学校ごとに設置する協議会で策定した計画に基づき、地元市町や産業界と連携した活性化の取組を進めており、入学希望者の増加などの成果につながっている学校もあります。こうした取組の成果も踏まえて、令和3年度に総括的な検証を行います。

2 『『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見』への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	副指標の目標項目「交番・駐在所の機能強化数」について、現行計画の目標値は2ヶ所となっているが、交番・駐在所を合わせて200ヶ所のうち120ヶ所の機能強化が必要であることから、安全・安心の拠り所としてできる限り早急に機能強化が図れる目標値とされたい。	副指標の目標項目については、「機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数」に変更して、機能強化の内容をわかりやすく表現し、目標値については、早急な対策が必要な交番・駐在所が多数存在することをふまえ、現行計画よりも高く設定しました。
			「県民の皆さんとめざす姿」の冒頭に「さまざまな主体」とあるが、「現状と課題」には「自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体」と記載されており、めざす姿にもわかりやすい記載とされたい。	「県民の皆さんとめざす姿」の冒頭の記載については、「さまざまな主体」の部分を具体的に記載しました。
			今回の行動計画で新たに「基本事業」として設定された「犯罪被害者等支援の充実」について、「県民の皆さんとめざす姿」にも記載されたい。	「犯罪被害者等支援の充実」の内容については、「県民の皆さんとめざす姿」「新しい豊かさ・協創の視点」に記載しました。

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
221	子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	教育委員会	<p>副指標の目標項目「『全国学力・学習状況調査』における本県の児童生徒の学力の伸び」の「目標項目の説明」において、「誰一人取り残さない」視点で考えた場合、AB層（ABCD層）を伸ばすことに加えてCD層の子どもたちへのアプローチを行う視点も重要であることから、これを踏まえた目標項目の表記とされたい。</p> <p>「カリキュラム・マネジメントの充実」の取組は継続して取り組むことが重要であり、「現状と課題」や「取組方向」に記載されたい。</p>	<p>本指標は、全ての子どもたちの学力の向上を目的とするものであり、取組の結果としてCD層の子どもたちが減少することによりAB層の子どもたちが増加することを想定して「AB層の子どもたちの割合」を数値目標に設定しています。</p> <p>なお、数値目標について「CD層の子どもたちの割合」とした場合、数値の減少が成績の向上（取組の成果）をあらわすことになるなど、県民の皆さんにとってわかりにくくなるものと考え、原案のとおりとしました。</p> <p>カリキュラム・マネジメントは、教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくること、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材や施設等を効果的に組み合わせて活用すること等により、学校における教育目標の実現に向け教育活動全体の質的向上をめざすものであり、学校における一定の方針のもと個々の教職員が担っていくものとなります。</p> <p>このようにカリキュラム・マネジメントは、学校教育活動全体に係るものであることから、最終案では、カリキュラム・マネジメントに係る記述を施策221、施策222、施策223の実施・展開を支える土台となる施策225の「現状と課題」や「取組方向」において追記しました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
223	特別支援教育の推進	教育委員会	<p>「県民の皆さんとめざす姿」に「障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をおして」とあるが、交流だけでなく普段の関わりや共に学ぶことが大事であると考えことから、記載内容を検討されたい。</p>	<p>最終案では、委員会からのご意見をふまえ、「県民の皆さんとめざす姿」の後半部分を、「また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。」と修正しました。</p>
224	安全で安心な学びの場づくり	教育委員会	<p>「県民の皆さんとめざす姿」には、いじめをなくす決意はあるが実際にいじめが起こった際の対応について、「取組方向」に記載されたい。</p> <p>副指標の目標項目「学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数」の「目標項目の説明」において、スクールガード・リーダーはもとより、スクールガードの登録者を増やすことも重要であることから記載内容に盛り込まれたい。</p>	<p>最終案では、委員会からのご意見をふまえ、取組方向に「(前略)教職員の資質向上に取り組みます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。」と追記しました。</p> <p>現在、公立小学校において約2万人の方が学校安全ボランティア(スクールガード)に登録いただいております。子どもたちの見守りをより効果的に行うためには、学校の安全体制やスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行うスクールガード・リーダーの登録者を増やしていくことが重要と考え、「スクールガード・リーダーの登録者数」を指標として設定しました。なお、県民の皆さんにとってわかりやすいものとなるよう、施策シートの記載を工夫しました。</p>

施策・行政運営の取組以外(「基本的な考え方」、「地方創生の実現に向けて」など)に関する意見	回 答
<p>教育委員会関係分の施策全体を通じて、主指標と副指標の関連性が説明を受けないと分かりにくいので施策シートにおいて関連性が明らかになるよう整理されたい。</p>	<p>「主指標」は、各施策の進行管理を行うための基本的な指標であって、各施策における「県民の皆さんとめざす姿」をふまえ、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんにわかりやすくあらわそうとするものです。</p> <p>また、「副指標」は、各施策の成果や課題を把握するために、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果、あるいは県が取り組んだことの効果をあらわす指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標を複数設定するものとして整理しています。</p> <p>こうした基本的な考え方をふまえつつ、「県民の皆さんとめざす姿」と各指標との関係性について、よりわかりやすいものとなるよう、施策シートにおける記載内容を工夫しました。</p>
<p>教育委員会においては、「第三次行動計画」(仮称)の他に「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」等の計画それぞれの全体像や位置関係、関連性を示されたい。</p>	<p>「三重県教育施策大綱」は、人の生涯にわたる教育政策の根本となる方針を示すものであり、「三重県教育ビジョン」は教育施策大綱をふまえ、学校教育を中心とした教育施策の具体的な取組内容を示すものです。また、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)は、県全体の戦略計画であり、その中に教育施策を位置付けています。</p> <p>「三重県教育ビジョン」において、教育施策大綱と教育ビジョンの位置づけや関係性について記載(はじめに「2 教育ビジョンの位置づけ」)していますが、県民の皆さんによりわかりやすくなるよう、行動計画と教育ビジョンの関係性等についても追記することとします。</p>

2 『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

教育警察常任委員会

番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	副指標「『子ども安全・安心の店』認定事業所数」について、認定事業所数を増やすだけでなく、さらに子どもたちへの周知や認定した事業所との関りを密にするとともに、「子ども110番の家」等の他の取組を進める関係者・関係機関と連携し、地域全体で子どもたちの登下校時の安全確保に努められたい。	<p>小学校で開催する防犯教室やツイッター等を活用した情報発信などを通じて、教職員や子どもたち、保護者に対し「子ども安全・安心の店」認定事業所の概要や設置箇所を周知するとともに、犯罪発生情報等の提供や合同での見守り活動の実施などにより、認定事業所と緊密な連携を図ります。</p> <p>また、市町教育委員会が設置主体の「子ども110番の家」等とは、県教育委員会を通じて、情報交換を行うとともに、学校、市町、地域住民等と連携した見守り活動を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に努めます。</p>

令和元年定例会9月定例月会議において審査された請願

	所管委員会	受理番号	請願	委員会審査		処理経過報告要求	請願に係る意見書	本会議	
				審査結果	審査日			採決の結果	採決日
	教育警察	請2号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	採択	R1.10.7	なし	あり	採択	R1.10.18
	教育警察	請3号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	採択	R1.10.7	なし	あり	採択	R1.10.18
	教育警察	請4号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	採択	R1.10.7	あり	あり	採択	R1.10.18
	教育警察	請5号	防災対策の充実を求めることについて	採択	R1.10.7	なし	あり	採択	R1.10.18
	教育警察	請6号	2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて	不採択	R1.10.7			不採択	R1.10.18

各定例月会議における委員長報告一覧

9月定例会議

○次期「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案について（10/18 常任委員会）

県当局におかれては、現行計画の計画期間が今年度で終了することから、令和2年度からの次期計画を策定することとしています。

また、本計画は、三重の教育の基本的な方針や教育施策について示す「三重県教育施策大綱」を踏まえた計画として位置付けられています。

については、本計画の「教育ビジョンの策定の趣旨」には「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため」と記載されていますが、その趣旨が計画全体を通じて各種の施策に的確に反映され、様々な取組を推進されることを要望します。

○「交通事故の抑止対策」にかかる「関係機関と連携した緊急安全点検の実施」について（10/18 常任委員会）

この緊急安全点検は、令和元年5月に滋賀県大津市の交差点で車2台が衝突し、その弾みで保育園児2人が死亡した事故などを受けて、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等について、道路管理者、警察等が連携・協力して緊急的な安全点検を本年9月末までに実施したものであります。

県当局におかれては、安全点検結果を踏まえ、道路管理者等の関係機関と連携し、速やかに必要な安全対策を実施されることを要望します。

○「平成30年度三重県一般会計歳入歳出決算」について（11/15 予決分科会）

歳出決算の「交通安全施設整備費」は、横断歩道等の塗り替えなど交通安全施設の維持等に要する経費であり、特に子どもや高齢者等の交通弱者の安全な通行を確保する観点から、早期に入札を執行するなど、計画的な予算執行に努めたところ、当初予定していた施工箇所数を上回る結果となりました。

県当局におかれては、引き続き、必要な予算の確保及び効率的な予算執行を行なうとともに、関係部局と連携して交通安全対策に努められるよう要望します。

○「令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方」について

（11/15 予決分科会）

施策225「地域との協働と信頼される学校づくり」では、「地域社会の課題を解決する活動等を通じて、子どもたちに将来、地域を担っていく力を育む必要がある。」と記載されています。

県当局におかれては、それぞれの高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色

等に配慮しながら、県立高等学校の魅力化・特色化に取り組まれています。

県財政は非常に厳しい状況ではありますが、令和2年度当初予算編成にあたっては、「三重で学び、働き、住み活躍する若者」を育成する視点を踏まえ、特に、職業系の専門学科を有する高等学校の教育活動や学習活動に要する予算の確保が図られるよう要望します。

11月定例会議

○令和2年度当初予算要求状況の「警察官駐在所等整備費」について

(12/18 予決分科会)

要求状況では、交番・駐在所の建て替えやリフォーム、防犯カメラの設置等の必要額の予算要求を行い、「地域住民のくらしの安心・安全を守る活動拠点」として、その役割を果たせるよう整備することとしています。

県当局におかれては、厳しい財政状況の中においても交番・駐在所の機能強化について、必要かつ十分な予算の確保に努められるよう要望します。

○「児童生徒のいじめ等の調査結果」について

(12/20 常任委員会)

平成30年度の調査結果における「いじめの認知件数」について、全国では全ての校種で前年度から増加しており、本県でも、いじめの定義を踏まえた積極的な認知の必要性を周知したこともあり、特別支援学校を除いて全国と同様の状況となっています。

本県の「1,000人あたりのいじめの認知件数」については、全国と比較すると大きく下回っているものの、「いじめの解消率」は、全国と比較して低い状況にあることから、いじめの解消に向けた対策を強化する必要があると考えられます。

県当局におかれては、これまで市町教育委員会等と連携して、いじめを認知したあとの早期対応に取り組まれています。調査結果の分析をしっかりと行い、いじめから子どもたちを守り安心して学ぶことができる環境づくりに努められるよう要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート（案）

委員会名：教育警察常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・委員間討議が必要な項目については、委員会の中で積極的に討議ができた。
- 《連合審査会の実施》
- ・次期「三重県教育施策大綱」の中間案について、戦略企画雇用経済常任委員会と連合審査会を実施できたことは、委員会審議が活性化したという視点から大変よかった。
 - ・「三重県教育施策大綱」については子ども・福祉部なども関係しており、「連合審査会」を実施する場合は、出席要請について検討していくべきである。
 - ・連合審査会開催時の配席について、委員長が委員の挙手を確認することが難しかったため、改善した方がよい。

○年間活動計画について

- ・年間活動計画通りに進めることができた。
 - ・重点調査項目の「三重県教育ビジョン」の調査にあたって、年間活動計画にない連合審査会を開催し、次期「三重県教育施策大綱」の中間案について審査できたことはよかった。
- ・重点調査項目
- ・今年度、各種条例案や計画の改正案等が数多く提出されることから、その審査・調査に重点を置き、含まれる様々な課題や問題点等を整理するため、幅広い調査項目を適切に設定するとともに、時間をかけ丁寧に審査・調査を行うことができた。
- ・県内外調査
- ・県内外調査とともに重点調査項目に沿った適切な視察先を訪問し、中身の濃い充実した調査を実施することができた。
 - ・小学校で英語教育を先駆けて実施している名張市立つつじが丘小学校やGAPの取得に生徒が主体的に取り組む県立明野高等学校、人と車の限界を体験する自動車安全運転センターなど、今後の委員会での審査・調査に大いに生かせる事例を視察できてよかった。

○その他

- ・他部局と共管している事項について審査・調査を進める場合は、必要に応じ関係部局の同席を求めることを検討していく必要がある。